

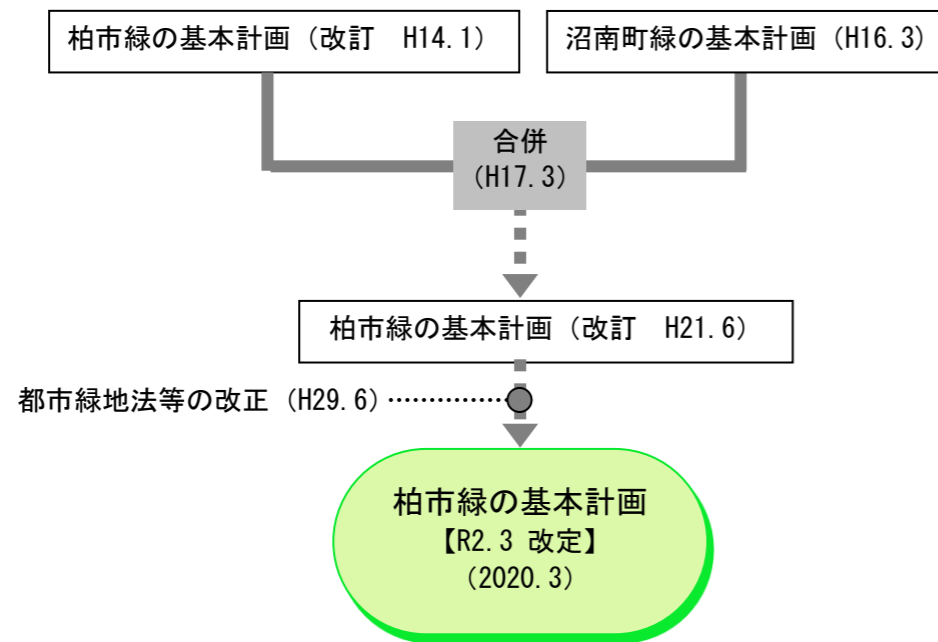
1. 改定の背景

1-1. 緑の基本計画改定の背景 (p.2~3)

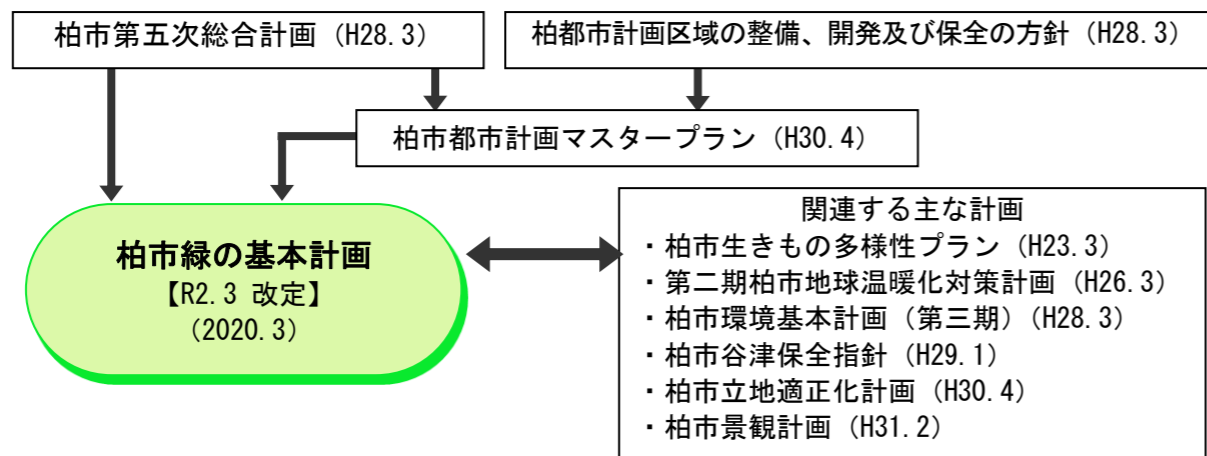
緑の基本計画は、平成17年3月の旧沼南町との合併や緑を取り巻く社会情勢の変化、市民要望の多様化等から平成21年6月に策定されました。

この策定から10年が経過し、地球温暖化現象や少子高齢化が顕著となり、また、緑に関する法律も大きく改定され、緑のオープンスペースの整備や保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現する方針が示されたことから、今回、新たな緑の基本計画の改定が必要となったものです。

■ 柏市のこれまでの経緯



■ 計画の位置づけ

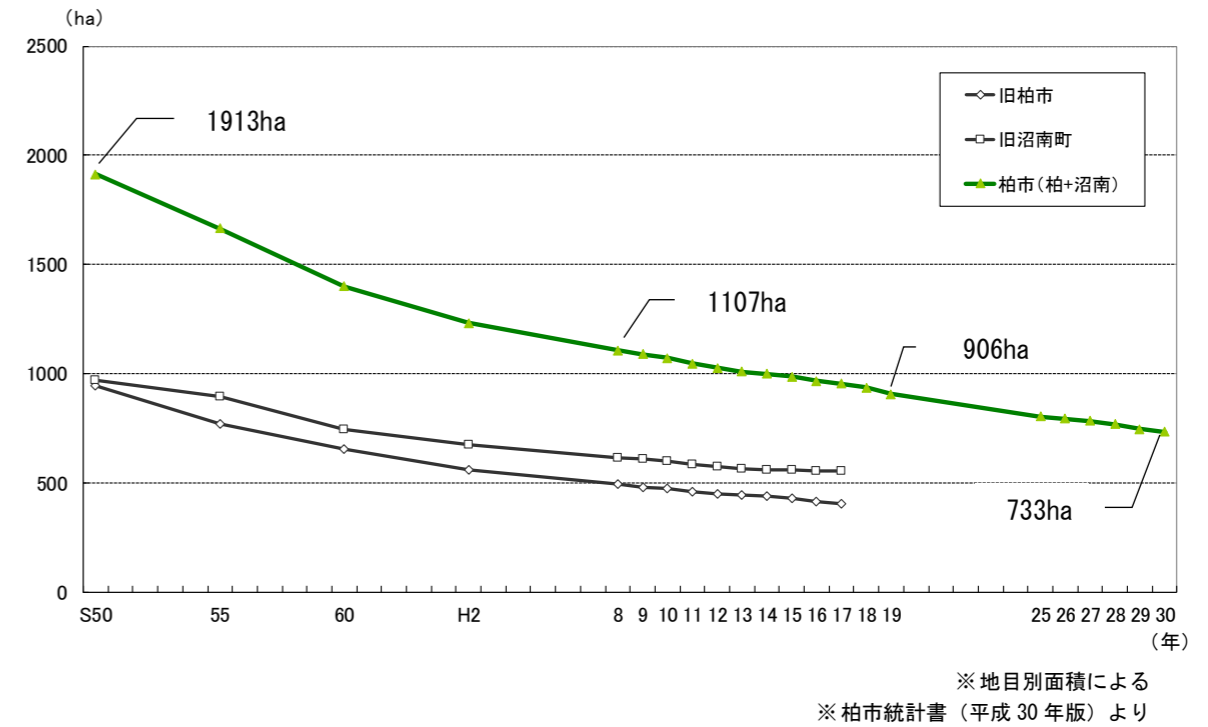


2. 緑の現況

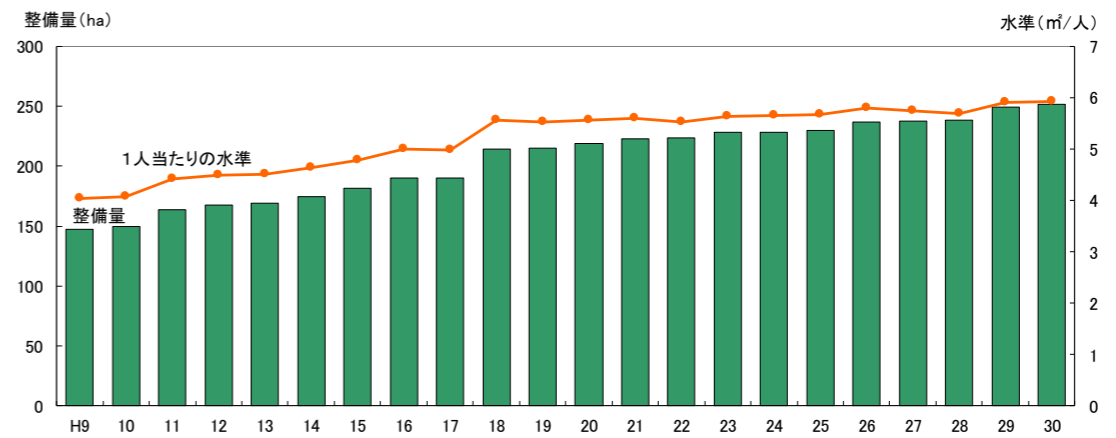
2-1. 山林面積の推移と都市公園整備量の推移 (p.18)

山林面積は昭和50年から平成30年まで減少傾向にあり、過去40年間で約1,200ha減少しています。一方で、都市公園の整備量は着実に増えており、市民1人当たりの都市公園面積は5.90㎡(H31.3)となっています。

■ 山林面積の推移



■ 都市公園整備量の推移



3. 緑の目標水準の達成状況

3-1. 持続性のある緑の状況 (p.28)

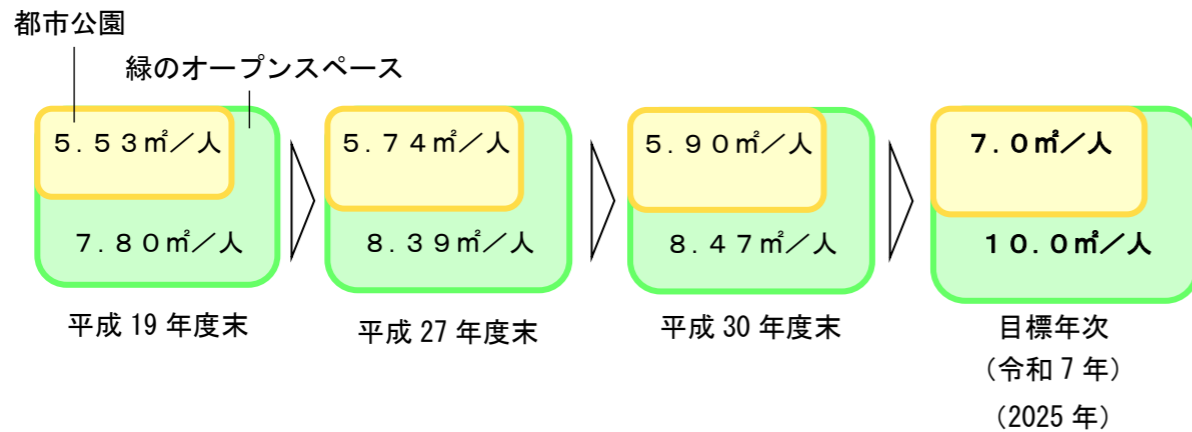
基本計画では、施設の整備や制度の活用などによって、市域の30%以上を担保することを目指しています。H19年度末時点で持続性のある緑は約29.3% (約3,369ha) でしたが、H30年度末時点では約29.25% (約3,361ha) と、若干減少している状況です (3-3参照)。

※ここでの持続性のある緑とは、都市公園、児童遊園・子供の遊び場などの緑のオープンスペース、学校グラウンド等、特別緑地保全地区などの保全系緑地、農用地区域・生産緑地地区、河川・水辺地、緑化地 (制度に基づくもの) を指します。

3-2. 公園および緑のオープンスペースの面積の現況と目標 (p.29)

基本計画では、都市公園と、児童遊園、子供の遊び場、農業公園などの緑のオープンスペースの確保を進め、目標年次において市民1人当たり10㎡の確保を目指します。また、都市公園については、目標年次において7㎡の確保を目指します。

H19年度末時点で都市公園は5.53㎡/人、緑のオープンスペースは7.80㎡/人でしたが、H30年度末時点で都市公園は5.90㎡/人、緑のオープンスペースは8.47㎡/人と、着実に増加しています。



※ここでの緑のオープンスペースとは、都市公園に、児童遊園・子供の遊び場・農業公園・運動場・運動広場・その他の緑地・市民緑地・みどりの広場を加えた、市民が自由に利用することができる公園的な空間を指します。

【参考】地域別の公園および緑のオープンスペースの面積の現況 (p.100~107)

	都市公園1人当たり面積		緑のオープンスペース1人当たり面積	
	H20.3	H31.3	H20.3	H31.3
北部地域	9.27㎡	9.54㎡	13.59㎡	14.33㎡
中央地域	3.04㎡	2.71㎡	4.32㎡	4.11㎡
南部地域	3.00㎡	3.60㎡	4.90㎡	5.50㎡
沼南地域	11.60㎡	11.02㎡	13.80㎡	13.10㎡

3-3. 緑地の担保性の状況

担保性のある緑は、地権者の申し出により保護地区などの解除が可能であったため、これまでは減少傾向にありますが、今後は特別緑地保全地区への指定や地上権の設定による保全を検討しています。

■主に樹林地に関するもの (p.37)

名称	概要	実績
特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全することを目的として「都市緑地法」に基づき県もしくは市が指定する区域です。造成や建築等の行為に強い制限があり、その土地の利用に著しい支障をきたす場合には、土地の買入れを行います。	1.39ha 2地区 (H20.11) 6.40ha 7地区 (H31.3)
市民緑地	民有地緑地の保全および利用の促進を図るため「都市緑地法」に基づき、地方公共団体等が土地所有者からの申し出により契約を締結し、地域の人々が利用する緑地として市が設置・管理する地区です。	2.91ha 2箇所 (H20.3) 2.42ha 1箇所 (H31.3)
みどりの広場	緑地の保全を図り、広く市民の利用に供することを目的とする緑地として「柏市みどりの広場要領」に基づき、市が指定する区域です。	5.61ha 11箇所 (H20.3) 2.95ha 8箇所 (H31.3)
保護地区	「柏市緑を守り育てる条例」に基づき、市が指定する区域です。	79.66ha (H20.3) 64.00ha (H31.3)

■重要な樹木に関するもの (p.39)

名称	概要	実績
保護樹木	「柏市緑を守り育てる条例」に基づき、市が指定する樹木です。	210本 (H20.3) 178本 (H31.3)
景観重要樹木	地域の良好な都市景観を形成するものとして、「景観法」に基づき市長が指定する樹木です。	なし (H31.3)

■農地に関するもの (p.40)

名称	概要	実績
農用地区域	農用地区域は、優良な農地における無秩序な開発を防ぎ一団の農地を保全するために「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき指定する区域です。	1,717.59ha (H20.3) 1,717.10ha (H30.12)

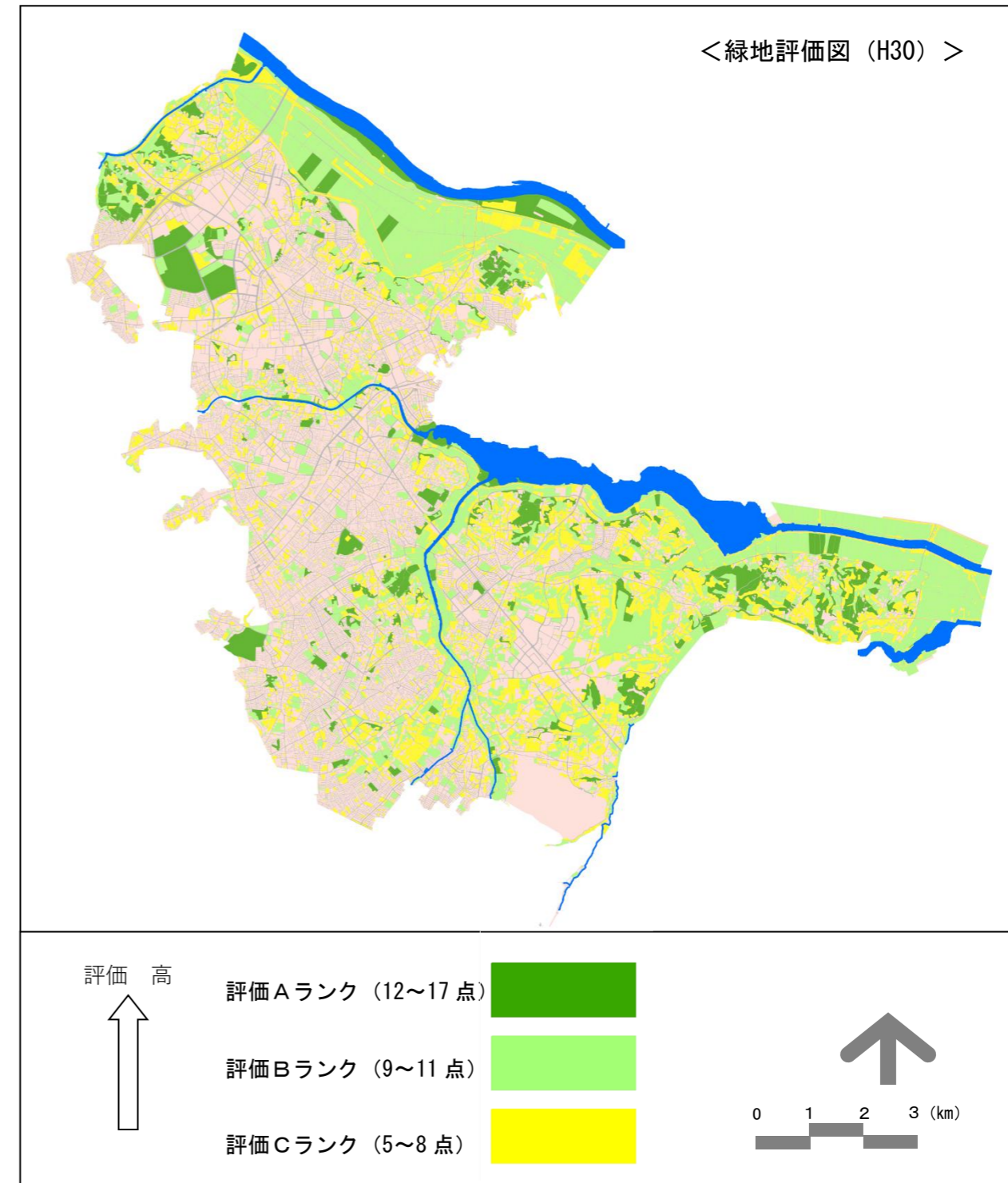
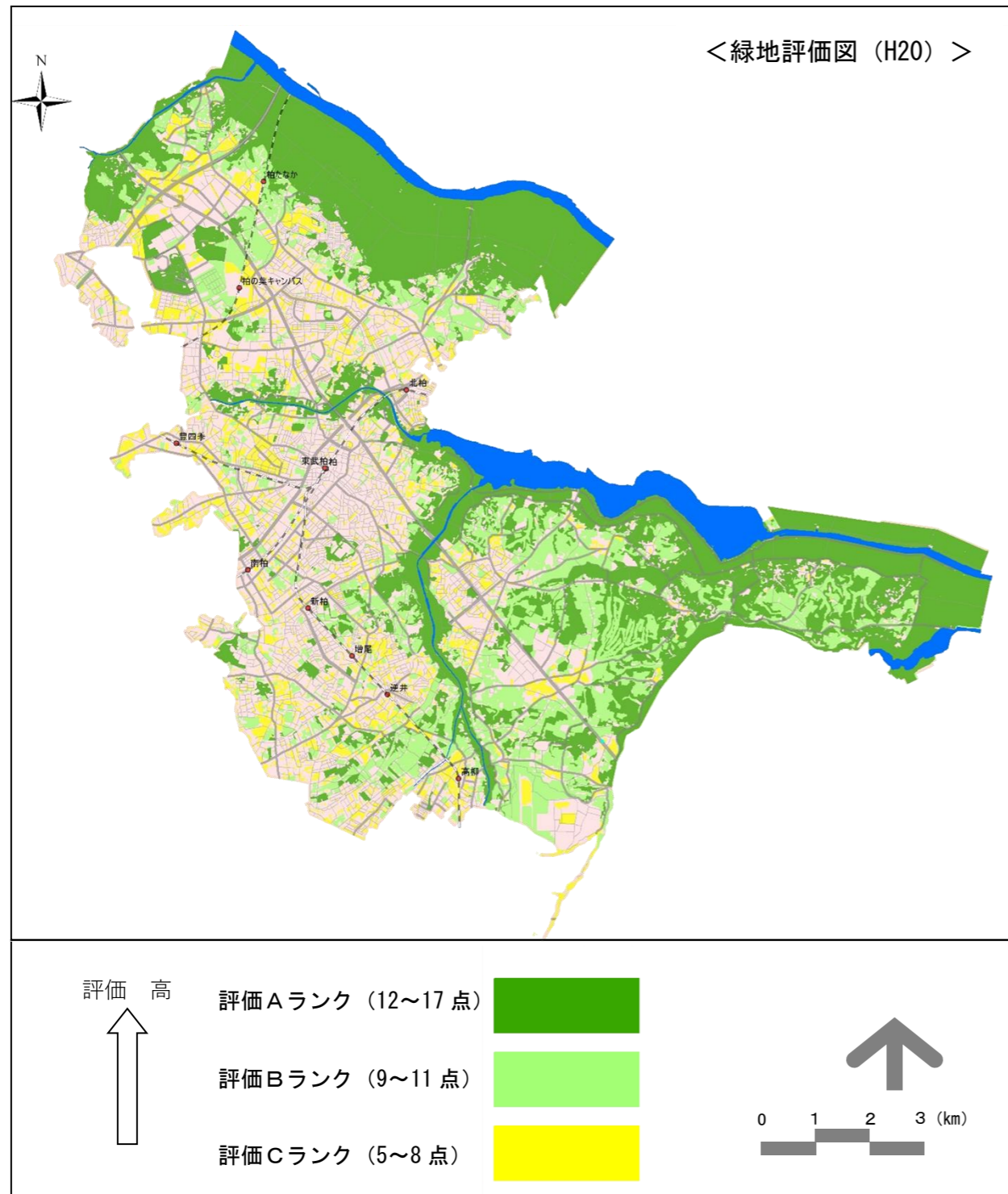
■身近な農地に関する法制度 (p.51)

名称	概要	実績
生産緑地地区	林漁業との調整を図りつつ良好な都市景観の形成に資することを目的として「生産緑地法」に基づき市が指定するものです。将来的には、その一部を都市公園等として整備し、地域住民のレクリエーション活動の場として活用を図ることを検討していきます。	190.4ha 601地区 (H20.3) 162.9ha 553地区 (H31.3)
防災協力農地	農家が所有する市街地の農地を非常災害時に一時避難場所などとして活用し、市民の安全の確保と円滑な復旧活動を行うために市と協定を締結するものです。	8.7ha 15件 (H20.3) 9.9ha 18件 (H31.3)

4. 緑の評価図 (p.144～146)

■H30 緑地評価の総評

- ・ 柏の葉公園のように規模の大きい公園や、利根川、手賀川等の河川沿いの緑地の評価が高くなる傾向が見られました。これらの緑地の保全や利活用を推進することは、生きもののネットワーク強化や、市民の重要な景観資源や文化財としての価値が活かされるなど、様々なプラスの効果をもたらす可能性が考えられます。
- ・ 市北部～中央部の市街地内においても評価の高い緑地が点在しており、利根川や手賀川等の緑の骨格を補完する貴重なネットワーク中継地として機能している可能性があります。これらを将来世代に亘り継承していくための啓蒙活動や市民協働を一層活性化させることが重要な取り組みになるものと考えられます。



※H20 緑地データは、平成 13 年に千葉県県土整備部都市計画課が作成したデータを平成 18 年冬季の空中写真をもとに修正を行い作成した。

※H30 緑地データは、平成 28 年度都市計画基礎調査の土地利用現況図に基づいた。

※各ランクの点数の分類方法は、等量分類を用いた。

4. 緑の評価図 (p.144~146) つづき

(参考) 緑地評価指標

点数	3	2	1	0
微気象緩和※1	・水田 ・主要河川(一級河川・準用河川)沿いの緑地 ・10ha以上の緑地	・左記以外の樹林地 ・左記以外で1~10ha未満の緑地	・その他	—
雨水流出抑制・都市型水害の軽減	・雨水流出抑制区域図による浸水区域	・左記以外で河川沿いの緑地※2 ・ハザードマップによる浸水区域	・その他	—
防災※3	・防災マップによる広域避難場所、指定避難場所、避難所内の緑地 ・上記近接緑地※2 ・10ha以上の緑地	・左記以外の防災協力農地 ・左記以外で1~10ha未満の緑地	・その他	—
生物※4	・自然環境調査(2007年)でのホットポイント ・湧水を含む緑地 ・10ha以上の緑地	・水面沿いの緑地※2 ・(河川沿い含む) ・左記以外で1~10ha未満の緑地	・その他	—
レクリエーション	・都市公園・農業公園 ・みどりの広場 ・市民緑地	・左記近接緑地※2	・その他	—
文化財景観	・文化財マップ掲載緑地 ・文化課指定史跡等 ・斜面地(斜面地※5と重なる樹林地)	・景観計画による特徴のある集落のまとまり ・景観資源ガイドマップによる探検隊おすすめを含む緑地	・左記以外で野馬土手を有する緑地	・その他

※資料は、各年度で利用できる最新のデータを用いている。

※1 微気象緩和の設定根拠

- 「気象推定による緑地のヒートアイランドの緩和効果に関する研究」入江彰昭(2003)・ランドスケープ研究 66(5)

水田は気温低減にもっとも効果的な緑地である。

- 「ヒートアイランド現象に関する対策手法検討調査報告書」環境省(H10)
10ha以上の公園緑地で、密度の濃い緑や水面に覆われていると、夏季には市街地の温度差が3~4℃となる。(P26)
気温低減効果は河川、水田、樹林地、草地の順である。(P29)
農地については植木畑、茶畑、裸地、アスファルトの順である。(P31)

- 「緑地保全と緑化の推進によるヒートアイランド現象の緩和効果について」国土交通省(H15)
ヒートアイランド現象緩和対策として、『大規模な緑地や海面からの冷涼な空気の移動をスムーズにする緑地の確保』の項目で「河川沿いの緑地の保全・緑化」「谷筋・斜面地の緑地の保全・緑化」があげられている。

- 「クールシティ2007」環境省主催(H19)
20haを超える緑地でほぼ2℃、1haを超える緑地では0.5℃の気象緩和効果がある。(P12)

※2 連担・近接とみなす道路幅員は5.5m以内とした。

※3 防災：規模の設定根拠

- 「神奈川県緑の回廊構想」
広域避難地の機能を有する規模は10ha。一次避難地の機能を有する規模は1haである。

※4 生物：規模の設定根拠

- 「里山保全活用施策ガイドライン(案)」国土交通省 国土技術政策総合研究所緑化生態研究室
樹林を好み保全上注目すべき主であるヤマガラの生息・繁殖圏域10ha以上。緑の多い住宅地で見られるシジュウカラの生息・繁殖圏域1ha以上。(P8)

※5 10mメッシュの標高データ(10mDEM)のうち、傾斜度5度以上の場所を抽出

5. 新規施策

今回の改定では、都市公園法等の関係法令の改正内容を反映し、施策85~88の新規施策を追加することで、民間活力を活かした緑の保全・創出を図ります。

■目標Ⅰ 受け継がれてきた緑を守ります (p.52)

[新規] 施策85	特定生産緑地の指定による農地保全の推進
内容	特定生産緑地制度は、所有者等の意向をもとに、市町村が生産緑地を特定生産緑地として指定することで買取申請時期を10年延長でき、その間、所有者に従来の税制優遇措置が引き続き適用される制度です。市内の都市農地について将来世代に渡り保全を図るため、農業者の意向等も踏まえながら、制度活用による農地の保全を進めます。

■目標Ⅱ 快適に暮らせる緑をつくります (p.57、65、66)

[新規] 施策86	民間活力による新たな公園整備手法の活用
内容	持続可能な施設整備・更新とともに都市公園の魅力向上を図っていくため、新たな都市公園整備手法(公募設置管理制度: Park-PFI)を活用し、民間資金の活用を進めます。

[新規] 施策87	地域住民の意向を反映した公園活用の推進
内容	ボール遊びやバーベキュー等、公園の活用にあたり地域住民のニーズを踏まえたルールづくりを行うことで、公園の一層の活用が進むことが期待されます。このような公園活用のための協議会の設置を支援するための方法等の検討を進めます。

[新規] 施策88	民間による市民緑地整備のための制度活用
内容	公園整備が困難な地域では、未利用地の活用を図り、特に柏駅周辺などの都市公園が不足する地域においては、市民緑地設置管理計画の認定(都市緑地法第60条)を行うとともに、必要な場合は該当地において緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)による園路や広場、植栽の整備等も行うことで、緑のオープンスペースの確保とその活用を進めます。

6. 計画の課題（p.147～148）

緑の現況や緑に対する社会的・時代的要請、市民アンケートによる市民の意識・意向の把握、緑の機能からの解析・評価などに基づき、総合的な緑の計画課題を整理しました。

●自然共生・低炭素・資源循環に貢献する水と緑の質を向上させる

- ・首都圏レベル・千葉県レベルの広域的な緑のあり方、柏の緑の特性を踏まえ、また、自然と共生する社会、低炭素社会、循環型社会に貢献する持続可能な都市づくりを進めることが望まれます。このために、緑と水の持つ機能が十分に発揮できるように、その質の向上を持続させていく仕組みが求められます。
- ・近年は、気候変動に伴う猛暑、高潮、洪水などの気象災害の激甚化や少子高齢化社会の到来などの様々な課題が顕著となっています。こうした中で、多様な緑地を有する柏市の特性を活かし、水と緑の質の向上を通してこれらの課題の改善に資する緑地計画の策定が必要です。

●樹林地（雑木林・屋敷林・社寺林）や農地、水辺を良好な状態で保全する

- ・放置されている樹林地などを手入れし、ゴミが捨てられないように保全するとともに、生き物が生息できるなど身近な自然として活用することが求められます。また、農地（耕作放棄地など）についても活用が求められます。さらに、都市緑地法等の関係法令の改正を踏まえ、制度活用により所有者が維持することができるようにすることや、担保性の向上も必要です。
- ・水辺や湧水地などの保全や、水辺の緑化、水辺を活かした憩いの場をつくること、水質の向上などが必要です。

●公園やオープンスペースなどの地域の特性を活かした緑を身近に確保する

- ・将来の人口の減少や少子高齢化の進展による地域コミュニティの変化を見据えながら生活に身近な場に、公園やオープンスペースなどの地域の特性を活かした多様な緑を確保することや、地域住民の意向を反映した緑地の活用が求められます。

●開発時などを含めて、市街地において総合的に緑を保全・管理・創出する

- ・柏駅周辺などの市街地を中心に緑を創出することが重要です。また、道路の緑を増やし、緑の豊かな住宅地などのまちなみをつくること、緑の維持管理を充実することが求められます。特に、学校を含む公共施設はモデルとなるように緑を整備・保全することが求められます。
- ・開発行為などは、緑や環境に与える影響が大きいことから、開発に際して緑の視点から保全・管理・創出を誘導するなど、緑について企業や事業者の理解を促すことや、活動に参加するインセンティブを検討する必要があります。
- ・大きな敷地面積を有する事業所などにおいては、緑の保全や創出を積極的に進めることが求められます。また、可能な場合は、市民への開放など、活用していくことも検討する必要があります。

●市民と市が持続的に取り組むための仕組みを整える

- ・市民や事業者が緑の重要性に対する理解を高めることや、環境に対するマナーやモラルを向上することが大切です。このために、緑とふれあい、緑に対する理解を深める機会を増やすことや、市民などが参加・協力するための情報提供を充実することが求められます。
- ・市民や団体など緑の担い手を育成していくことや、市民や団体、学校、事業者などの取り組みを支援する仕組みを整えること、またそのための財源を確保することが必要です。

7. 次期改定の基本方針（案）（p.149）

緑の計画課題を踏まえ、令和7年（2025年）に行う次期柏市緑の基本計画の改定にあたっては以下の方針に基づき検討を進めるものとします。

●受け継がれてきた緑を守ります ⇒ 有効に活用する

- ・民間活力を導入するための施策として「市民緑地制度」や「民間まちづくり促進事業」、「Park-PI」などの施策が国から示されています。これらの制度を活用し、経営者の視点で公園を運営しながら市民と協働して緑地の有効活用を図ることで受け継がれてきた緑を守ります。

例）平成30年5月北柏ふるさとにおいて、柏市内の公園では初となる「カフェ」をオープン。

●快適に暮らせる緑をつくります ⇒ 質の向上を図る

- ・公園や緑地の整備における質の向上の一つとして、柏の葉キャンパス駅周辺の公園整備においては、まちづくりの専門家を交えた「アドバイザー会議」を立ち上げ、さまざまな視点から公園はもとより街全体がより質の高い空間になるよう検討を行っています。
- ・自然共生・低炭素・資源循環に貢献する水と緑の質の向上を図るため、「アドバイザー会議」のような具体的なアクションを進めつつ、全市的な質の向上に直結した活動を促進する仕組みを整え、快適に暮らせる緑をつくります。

例）アドバイザー会議の提言を受け、「柏の葉こかげ公園」を整備。

●未来に伝える緑を育てていきます ⇒ 人材の育成を図る

- ・里山活動団体の会員や緑のボランティア活動への参加者は、高齢化などの影響により減少傾向にあり、人材の育成や担い手不足が問題となっています。今年度から森林整備に係る人材の育成、担い手不足解消、国産木材の利用促進等を目的とした「森林環境譲与税」が国から交付されることから、今後はこの交付金を財源とした里山活動団体等の支援、人材育成、人手不足の解消に向けた計画の策定を行うことで、未来に伝える緑を育てていきます。